

教育テック大学院大学 教授会規程

2025年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、教育テック大学院大学教授会（以下「教授会」という。）の組織、所掌事項及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学長及び研究科所属の専任の教授、准教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に係る重要な事項を審議する。

- (1) 学生の入学、休学、転学、留学、退学、修了、再入学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項
- (2) 修了の判定及び学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程、教育方法に関する事項
- (4) 授業科目及び研究指導の編成及びその担当に関する事項
- (5) 研究指導教員の審査に関する事項
- (6) 試験に関する事項
- (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (8) 教員の研究に関する事項
- (9) 研究科の人事に関する事項
- (10) 全学的な教育研究組織編成に関する事項
- (11) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項
- (12) その他研究科に関する重要事項及び学長が諮問する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 教授会は学長が招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した教授が議長となる。

(開催)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(開催時期)

第6条 教授会は、毎月一回開催する。

(書記)

第7条 教授会に書記をおき、学長がこれを委嘱する。

2書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、大学院事務局において所掌する。

(各種委員会)

第9条

教授会は、必要に応じ委員会を設置して、審議にあたらせることができる。

(既定の改正)

第10条 この規定を改正するときは、理事会及び教授会の義を経るものとする。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。